

令和5年第2回
笠間市農業委員会総会会議録

令和5年2月28日 開会
令和5年2月28日 閉会

笠間市農業委員会

令和5年笠間市農業委員会第2回定例総会

[令和5年2月28日]

-
- 日程第1 議事録署名人の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 日程第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請について
 - 日程第6 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 日程第7 議案第5号 非農地証明願について
 - 日程第8 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について
 - 日程第9 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について
 - 日程第10 議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について
 - 日程第11 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 日程第12 報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について
 - 日程第13 報告第3号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名人の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請について
- 日程第6 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第5号 非農地証明願について
- 日程第8 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について
- 日程第9 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について
- 日程第10 議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定によ

る農用地利用配分計画案の意見聴取について

日程第11 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第12 報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について

日程第13 報告第3号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について

出席委員

1番	埜 博 光 君	12番	長谷川 隆 君
2番	高 野 尚 夫 君	13番	山 口 忠 栄 君
3番	青 木 勝 照 君	14番	小 沼 祐 君
4番	石 川 馨 君	15番	込 山 祐 一 君
5番	伊 藤 孝 洋 君	16番	大 橋 正 義 君
7番	入 江 保 夫 君	17番	佐 藤 清 章 君
9番	國 谷 博 隆 君	18番	田 山 悦 子 君
10番	菅 井 亘 君	19番	永 田 良 夫 君
11番	鶴 田 英 樹 君		

欠席委員

6番	柳 橋 泰 君	8番	長谷川 愛 子 君
----	---------	----	-----------

出席説明員

農業委員会事務局長	福 嶋 猛 君
農業委員会事務局長補佐	菅 谷 清 二 君
農業委員会事務局主任	三 次 登 君

午後 1 時 3 2 分開会

開会の宣告

○議長（永田良夫君） それでは、ただいまから令和 5 年第 2 回笠間市農業委員会定例総会を開催いたします。

ただいまの出席委員 17 名、よって、笠間市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、委員定数の半数以上に達しておりますので、本総会は成立をいたしました。

議事録署名人の指名

○議長（永田良夫君） 日程第 1、議事録署名人の指名をいたします。

笠間市農業委員会会議規則第 15 条第 2 項の規定により 5 番伊藤孝洋委員、並びに 7 番入江保夫委員を指名いたします。

会期の決定

○議長（永田良夫君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この総会の会期は、本日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、会期は本日限りと決定いたしました。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第 3、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の 5 から 7 について、議席番号 1 番、10 番委員より調査報告を願います。

○10 番（菅井 亘君） 番号 5 と 6 について、調査結果を報告いたします。

番号 5 について説明をいたします。

2 月 25 日、指名調査委員 2 名、推進委員と申請人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地は、議案書に記載のとおりであります。

申請場所は、滝川交差点から北に 3 キロメートル入り、池野辺公民館の前を過ぎて 200 メートルほど進んだ道路沿いでございます。譲受人は、会社員で兼業農家でございます。申請場所は、自宅から隣接地になっております畑で、譲渡人から作ってくださいという要

望で受けた状況でございます。

譲受人は、畑の利用は自家用野菜等を栽培するという予定でございます。特に問題等はありません。許可相当と判断いたします。よろしく審議のほどお願いいたします。

次に、番号6について、調査結果を報告いたします。

2月25日、指名調査委員2名、推進委員と申請人の立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地は、議案書のとおりでございます。

申請場所も、先ほど申し上げた滝川交差点から入って、道路沿いでございます。譲受人は、先ほどの兼業農家でございます。自宅から道路を挟んだ隣接の畑で、休耕になっております。譲渡人は、受人の要望に応じた状況でございます。

譲受人は、畑の今後の利用については、自家用の野菜を同じように栽培をする予定でございます。特に問題はございません。許可相当と判断いたします。よろしく審議ほどお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 1番。

○1番（埴 博光君） 番号7につきまして、調査の結果を報告いたします。

2月25日、指名調査委員2名と代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。届出人、届出地等につきましては、議案書に記載のとおりです。届出事由は、所有権の移転による売買です。

場所は、国道50号線、笠間総合運動公園の西側のところでした。転用の詳細ですが、農業経営安定のため、自家隣地の耕作地を譲り受けたい。所有者は、自分で耕作できないので、相手方の希望に応じたいとのことです。譲り受けた畑には野菜を、水田には水稻を作付するとのことです。そのほか関係書類につきましてもそろっており、何ら問題ないと見てまいりましたので、報告いたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の8、9について、議席番号7番、16番委員より調査報告を願います。

○16番（大橋正義君） 番号8について報告します。

2月24日、調査委員2名、申請人立会いの下、現地調査をしてきました。申請人、申請場所、申請理由は、議案書のとおりです。

場所は、国道355号線沿いの本郷公民館の近くでした。申請理由は、高齢により耕作管理ができないため、受人への合計20筆の所有権を移転する、親から子への贈与です。労働力、機械、関係書類などそろっており、特に問題ないと判断されますので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（永田良夫君） 7番。

○7番（入江保夫君） 番号9について、調査結果を報告いたします。

2月24日、指名調査委員全員と譲受人、申請人、代理人の立会いの下、現地を調査してきました。申請人、申請地等は、議案書のとおりです。申請理由は、贈与による耕作地の

所有権取得で、譲受人は自作地に隣接し耕作に便利なため、譲渡人は譲受人の要望に応じるとのことです。

申請場所は、J R福原駅の南東200メートル行った水田地帯の一角です。現在、譲受人は、賃借で水稻を栽培しており、稲作作業に必要な機械、設備等については、地元の集落営農組合に加入しており、特段の問題はないと思われます。

以上が現地内容の確認です。御審議をお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の10、11、12について、議席番号4番、11番委員より調査報告をお願いいたします。

○4番（石川 馨君） 番号10番につきまして、調査の結果を報告いたします。

2月23日に、指名調査委員2名にて現地を調査してまいりました。申請人等には、電話で確認をしております。申請人、申請地、目的等につきましては、議案書に記載のとおりであります。

場所は、大田町十字路より西へ150メートルほど行った左側の辺りであります。申請理由につきましては、農業経営安定のため、自己所有地の隣接地である申請地を売買にて譲り受けたいものであります。譲渡人は、遠方のため耕作ができないので、要望に応じるとのことでありました。

取得後はサツマイモ栽培をする予定であり、機械、労力等に問題はなく、耕作を目的とした売買であり、関係書類も完備されておりますので、許可相当であると見てまいりました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 11番。

○11番（鶴田英樹君） 番号11番、12番について、調査の結果を報告いたします。

11番、12番は、申請人が同一のため、一括して報告いたします。

2月23日、指名調査委員2名にて現地を調査してまいりました。申請人については、電話にて確認しております。申請人、申請地については、議案書のとおりでございます。

申請場所については、県道52号線仁古田十字路を東へ500メートル、南へ50メートルぐらい入ったところでございます。譲渡人理由としましては、高齢のため耕作ができないため、現在耕作してもらっている譲受人に譲渡したいとのこと。譲受人は、要望に応じ規模拡大を図りたいとのことでした。

取得後の申請地利用計画は、耕作を目的とした所有権移転であり、機械、労働力、技術等についても適正と認められます。関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の13について、議席番号14番、15番委員より調査報告を願います。

○14番（小沼 祐君） 番号13につきまして、調査結果報告をいたします。

2月24日9時より、指名調査委員2名と推進委員、代理人立会いの上、現地調査を行い

ました。申請人、申請地については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、下安居十字路を北へ400メートル行ったところを右折し、300メートル行った集落排水処理施設の東側です。譲受人の申請事由は、農業経営規模を拡大するために取得したいということです。譲渡人の申請理由は、耕作が困難なため相手の要望に応じたということです。

取得後は、水稻を栽培するということです。農業機械も一通り完備しています。このほか書類関係についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局から補足説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 番号の5から13につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第1号は原案どおり決定されました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第4、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の1、2について、議席番号1番、10番委員より調査報告を願います。

○10番（菅井 亘君） 番号1について、調査結果を報告いたします。

2月25日、調査委員2名、推進委員と申請人の代理人立会いの上、現地を調査いたしました。申請人、申請地は、議案書の記載のとおりでございます。

申請場所は、滝川交差点、国道50号線から北に1キロメートル入ったところの太田切地区というところの丁字路で、交差点を左折しまして300メートル入った申請人の宅地でございます。申請人の宅地に、4台入るほどの大きな車庫と炊事場等が設置されております。この車庫等を東側の休耕になっている畑に移転をする内容で、息子が空いた車庫の跡地に

自己住宅を建築する計画でございます。

隣接の農地等は、車庫等が建設されても影響は出ない状況でございます。東側が水路になっており、南側は畑、西側が母屋、宅地、北側が畑です。雨水等は敷地内浸透とします。

車庫等の移転残地には、野菜の専業農家でございますので、引き続き野菜畑として使用していくということでございます。許可相当と判断いたします。よろしく審議のほどお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 1番。

○1番（塙 博光君） 番号2につきまして、調査の結果を報告いたします。

2月25日、調査委員2名で現地を調査してまいりました。代理人も出席していただきました。届出人、届出地等につきましては、議案書に記載のとおりです。

場所は、国道50号線箱田交差点の信号を西へ1キロほど入った右側のところでした。転用理由の詳細ですが、現在、私たち家族と娘家族はそれぞれ貸家に住んでいますが、子供成長につれ、住まいが手狭になり不便であるため、申請地に住宅を建設したいとのことです。

隣接地への影響についてですが、隣接地に耕作している農地はないため、ありません。取水計画は市水道より取水、排水計画は合併処理浄化槽にて処理した後、敷地内浸透ということです。そのほか関係書類につきましても完備されており、問題ないと見てまいりましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の3について、議席番号4番、11番委員より調査報告を願います。

○4番（石川 馨君） 番号3番につきまして、調査の結果を報告いたします。

2月23日に、指名調査委員2名にて現地を調査してまいりました。申請人等には、電話で確認をしております。申請人、申請地、目的等につきましては、議案書に記載のとおりであります。

場所は、矢野下地内にあるカワイ設備の東側辺りです。申請理由につきましては、農振除外の結果を受けて、自分が経営する会社の隣接地に資材や機材の安全な保管場所として倉庫を建設し、分散していた資材等を1か所に集約して作業の効率を図りたいというものであります。

隣接状況につきましては、東側水路、南側雑種地、西側畑、北側道路であり、問題はないと見てまいりました。関係書類についても完備されておりますので、許可相当と見てまいりましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の4について、議席番号14番、15番委員より調査報告を願います。

○14番（小沼 祐君） 番号4につきまして、調査結果報告をいたします。

2月24日、指名調査委員2名と代理人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申

請地については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、J A岩間農協スタンドから北へ300メートル行った左側です。申請人の申請事由は、隣接地と同時に購入した未利用地を有効活用し、隣接地と一緒に賃貸駐車場として利用し、収入を得るといことです。

隣接状況は、東は道路、西は宅地、南は道路、北は宅地です。隣接地の影響はないと見てまいりました。始末書も添付されております。このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局より農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局より、農地区分について御説明いたします。

番号の1、3につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内であるため、第一種農地と判断されます。

その他につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第二種農地と判断されます。

農地区分については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第2号は原案どおり決定されました。

議案第3号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請について

○議長（永田良夫君） 日程第5、議案第3号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請についてを議題といたします。

番号の1について、議席番号17番、18番委員より調査報告を願います。

○18番（田山悦子君） 番号1につきまして、調査の結果を御説明いたします。

2月20日に、指名調査委員2名で現地を調査してまいりました。申請人につきましては、電話で確認しております。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

申請地は、イエローハット友部店、西側80メートルほどのところでございます。申請人の変更の事由は、当初建て売り住宅の計画をしていましたが、社会情勢の影響により中断している中、今回、土地購入の希望があったためとしております。

本件は、令和4年2月28日付で許可を受けた土地を承継する案件であり、変更前の事業計画は建て売り住宅4棟というものでしたが、承継人は、勤務地が都内となったため、常磐線沿線を希望し、当該地に自己住宅を建てたいとの申出があったため、土地の売買に変更するものです。

本申請の事業計画につきましては、前申請と同様、居住用の住宅を建築しようとするものであり、関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第3号は原案どおり決定されました。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第6、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の12について、議席番号5番、8番委員より調査報告を願います。

○5番（伊藤孝洋君） 調査番号12番につきまして、調査結果を御報告いたします。

去る2月21日8時30分頃より、調査委員2名及び受人並びに代理人立会いの上、現地を調査してまいりました。また、渡人は代理人に全て依頼しているということで、立会いはされておりません。並びに、申請人、申請地、目的地等につきましては、議案書のとおりであります。

申請地は、笠間市内の石井にありますヤマト運輸の交差点より、西へ約200メートルくらい行ったところの右側であります。受人の理由としましては、現在アパートに住んでおりますが、家族が増え手狭になったために、自己住宅を建てたいとのこととあります。渡人については、受人の要望に応えるとのこととあります。

取水は公共上水道、雑排水は公共下水道、その他付近の影響につきましては、雨水については敷地内浸透、その他隣接地の日照、通風、騒音に対する影響はございません。

申請地の状況ですが、南側は道路、西側は農地、北側も農地、東側も農地という現状です。資金計画については、借入金ということであります。権利関係につきましては売買ということで、調査の結果から許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の13、14について、議席番号1番、10番委員より調査報告を願います。

○10番（菅井 亘君） 番号13について、調査結果を報告いたします。

2月25日、調査委員2名、推進委員、代理人立会いの上、現地調査を行いました。申請地、申請人は、議案書に記載のとおりでございます。

申請場所は、才木の交差点、県道笠間日立線を北に6キロメートル走りますと、吉田神社十字路、交差点がございます。これを西側に約1キロメートルほど入り、急な左カーブを右側に入った休耕中の田んぼでございます。この休耕田の北側が山林になっており、ここに事業者が太陽光発電設備の工事を行うため、その進入路としての所有権の移転でございます。なお、この建設工事業者からも、工事の建設計画が詳細に提出されております。許可相当と判断いたします。審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、番号14番について、調査結果を報告いたします。

2月25日、調査委員2名、推進委員と申請人の代理人立会いの上、現地調査を行いました。この申請地は、議案書に記載されたとおりでございます。

申請場所は、先ほどと同じように、滝川交差点から北に約1キロメートル入った太田切地区から、丁字路交差点を300メートルほど左折しました自宅でございます。

この内容は、先ほど3条でお話ししました車庫を移転した後に、息子の子供たちが成長して手狭になってきたということで、車庫の跡地に自己住宅を建設するということでございます。

建設後も、隣接地には影響がない状況でございます。申請地ですが、東側が畑、北側が水路、南側が畑、西側が宅地でございます。取水は公共の水道を利用し、排水は浄化槽から水路に放流する計画で、雨水は宅地内浸透でございます。建設の設計等については、細かに表示されております。許可相当と判断いたします。よろしく審議のほどお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の15について、議席番号7番、16番委員より調査報告を願います。

○7番（入江保夫君） 番号15につきまして、調査結果を報告いたします。

2月24日、指名調査委員全員と推進委員、申請人、代理人の立会いの下、現地を調査しました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請場所は、稲田公民館から北へ50メートル程度行った水田の一部です。

申請事由は、譲受人が近隣の農地や近隣の太陽光発電設備の通路として使用したい旨の要望があったことや、今後譲受人が設置する太陽光発電設備の管理用通路として使用するため、有償による所有権移転です。なお、申請地は、現在休耕地になっております。

隣接地の状況は、東側が太陽光発電設備、北、南、西は水田で、特に影響はないと判断しました。申請書類も完備されており、許可相当と判断されますので、御審議をお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の16、17について、議席番号17番、18番委員より調査報告を願います。

○17番（佐藤清章君） 番号16と17について、報告いたします。

番号16について、まず、調査結果を報告いたします。

2月20日に、指名調査委員2名と代理人立会いで、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりでございます。

申請地は、旭町のWonderG O O書店の北側付近一帯でございます。譲受人の申請理由は、立地条件がよい当該地の情報を知り、住宅購入希望者のために建築条件付売買予定地を計画したためとしております。譲渡人は、受人の要望に応じるとしております。計画面積は、1万1,061平米のところ37区画を建設するとしております。

隣接地への影響は、東側、北側が市道と宅地、南側が市道、西側が宅地と雑種地となっております。盛土の計画はありますが、資源循環課と確認済みであり、外周にCBブロックを設置し、できる限りの盛土を押さえ、道路高さを基準とし、造成を計画したとのことです。

隣接地への日照、通風等、耕作地への影響はないものと見てまいりました。給水については公共水道、排水については公共下水道、雨水は敷地内浸透処理でございます。このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、調査番号17について、調査結果を報告いたします。

2月20日に、指名調査委員2名で現地を調査してまいりました。なお、代理人とは電話により確認いたしました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりでございます。

申請地は、イエローハット友部店より西へ80メートルのところ、先ほど事業計画変更申請をしたところでございます。譲受人の申請理由は、現在、かすみがうら市内のアパートにて夫婦、子供2人で生活をしているが、手狭となって、今回、自己用住宅を建築したいとしております。譲渡人は、申請人の計画に同意したためとしております。

隣接地への影響は、東側が市道、南側が建て売り住宅、西側が農地、北側が建て売り住宅地となっております。隣接地への日照、通風等、耕作地への影響はないものと見てまいりま

した。給水については、公共水道、排水については公共下水道、雨水は敷地内浸透処理でございませう。このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の18について、議席番号3番、13番委員より調査報告を願います。

○3番（青木勝照君） 調査番号18番について、調査結果を報告いたします。

2月25日、指名調査委員と代理人立会いの上、現地調査を行いました。

申請地は、県道上吉影岩間線の小島池十字路を福島地区に向かい、福島池の丁字路を左に曲がり、300メートルぐらい行ったところの右側の土地です。なお、申請地は、平成8年に5条許可を取得した土地です。譲受人の申請事由は、自己用住宅建築のためです。譲渡人の事由は、家庭の事情により譲渡するとのこととす。

取水は公共水道を使用し、雑排水は農業集落排水へ放流し、雨水は敷地内ます処理です。隣接地への日照、通風、騒音の影響はないものと見てまいりました。計画面積は、形状、配置などから判断し、やむを得ない面積と考えます。権利関係は売買に間違いありません。

よって、以上の調査結果から許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の19から21について、議席番号14番、15番委員より調査報告を願います。

○14番（小沼 祐君） 番号19から21について、順に説明していきます。

番号19につきまして、調査報告をいたします。

2月24日、指名調査委員2名と譲受人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、常磐道岩間インター入り口から西へ100メートルを左折し、300メートルの左側です。譲受人の申請理由ですが、申請地が耕作がないまま残されてしまっ、買いつけてほしいと要望を受けましたが、転用する計画がなかったので今日に至りました。譲渡人が亡くなっ、相続手続が進まないまま過ぎてしまいましたが、この都度、譲渡人に相続をしていただいたので申請をすることになりました。

隣接状況は、西側道路、東側道路、北側に雑種地、南側は畑です。隣接地に影響はないと見てまいりました。始末書も添付されております。このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

番号20につきまして、調査報告をいたします。

2月24日、指名調査委員2名と代理人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、JA岩間スタンド脇を入り、北へ300メートルの左側です。譲受人の申請事由

ですが、事業の規模拡大に伴い従業員数が増え、自家用車利用の従業員が増えたため、駐車場を確保するものです。譲渡人の申請事由ですが、高齢者になり体調不良のため、賃貸借の申出をいたしたということです。

隣接状況は、東側宅地、西側畑、南側宅地、北側は道路です。フェンスで周りを囲い、碎石等が隣接に入ることがないようにするという事です。隣接地の影響はないと見てまいりました。このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

番号21につきまして、調査結果を報告いたします。

2月24日、指名調査委員2名と代理人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、常磐道岩間インター入り口、南へ10メートルの左側です。譲受人の申請事由は、近隣で建築工事を行うために資材置場が必要ということです。譲渡人の申請事由ですが、休耕地のため規模縮小等を検討していたということです。

隣接状況は、東側道路、西側県道、南側雑種地、北側県道です。敷地内に飛散防止ネットを設け、周りに影響がないようにするという事です。雨水は、原則敷地内で処理するという事です。隣接地には影響がないと見てまいりました。始末書も添付されております。このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局より農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局より、農地区分について御説明させていただきます。

番号の14につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内であるため、第一種農地と判断されます。

番号の17、19、21につきましては、用途地域内の農地であるため、第三種農地と判断されます。

その他につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第二種農地と判断されます。

農地区分については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御

異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第4号は原案どおり決定されました。

議案第5号 非農地証明願について

○議長（永田良夫君） 日程第7、議案第5号 非農地証明願についてを議題といたします。

番号の1について、議席番号5番、8番委員より調査報告を願います。

○5番（伊藤孝洋君） 番号1につきまして、非農地証明願につきましての調査結果を報告いたします。

去る2月21日8時30分頃より、調査委員2名で現地を調査してまいりました。なお、願出人は、遠方であるため、またコロナ禍の中ですので、電話にて確認をいたしました。

現地は、笠間市内の涸沼川に架かる大橋と石井の交差点の中間の右側でした。現在は、建物が解体されて、きれいに整地されており、一目で非農地であることが確認できましたので、以上、報告をいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の2について、議席番号1番、10番委員より調査報告を願います。

○10番（菅井 亘君） 番号2について、調査内容を報告いたします。

2月25日、指名調査委員2名と推進委員、申請人立会いの上、現地調査を行いました。申請地は、この議案書に記載のとおりでございます。

申請場所は、金井交差点から県道笠間緒川線を北に3キロメートル入った飯田地区で、飯田ダム方面に丁字路を200メートルほど進み、飯田川と市道の交差点の三角地帯になっている山林です。

申請人が相続されて山林と気づいたそうです。非農地の証明願については、撮影した写真等も添付されております。山林は、ヒノキが約30年近く立っている状況でございます。現地を見ました状況から、農地には適さない状況でございます。

以上、現地調査の結果、問題点ないと思っておりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第5号 非農地証明願について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第5号は原案どおり決定されました。

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定
について

○議長（永田良夫君） 日程第8、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菅谷清二君） 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、11ページからとなります。

今回の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借権の設定で、相対による利用権の設定が19件となります。権利関係は、使用貸借権の設定が8件、賃貸借権の設定が11件となっております。合計32筆、4万710平方メートルの設定でございます。詳細につきましては、議案書11ページから20ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第6号は原案どおり決定されました。

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地
中間管理事業、一括方式）の決定について

○議長（永田良夫君） 日程第9、議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に

よる農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菅谷清二君） 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、21ページからとなります。

今回の農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）につきましては、中間管理事業実施手続のため、公益社団法人茨城県農林振興公社が集積一括方式により中間管理を設定し転貸するもので、利用権の設定が11件となります。

権利関係は、賃貸借権の設定が11件となります。合計16筆、4万9,009平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書21ページから26ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定についてを、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第7号は原案どおり決定されました。

議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について

○議長（永田良夫君） 日程第10、議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菅谷清二君） 議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取についてを御説明申し

上げます。

議案書につきましては、27ページからとなります。

農地中間管理事業による公益社団法人茨城県農林振興公社から借り受ける土地は、利用権の設定が9件となります。権利関係は、使用貸借権の設定が2件、賃貸借権の設定が7件となります。合計13筆、2万9,744平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書27ページから31ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第8号は原案どおり決定されました。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（永田良夫君） 日程第11、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告いたします。

議案書につきましては、32から44ページになります。

番号5は、担い手が規模縮小するため、合意を解約するものです。

番号6は、担い手が当該農地の耕作をやめるため、合意を解約するものです。

33から36ページになります。

番号7から14は、担い手が規模縮小するため、合意を解約するものです。

37ページになります。

番号15は、公共工事に伴う仮設道路設置等のため、合意を解約するものです。

38、39ページになります。

番号16、17は、農地集約のため合意を解約するものです。

39から43ページになります。

番号18、19は、担い手が耕作をやめるため、合意を解約するものです。
43ページになります。

番号20は、借人が耕作できなくなるため、合意を解約するものです。
44ページになります。

番号21は、当該農地の耕作をやめるため、合意を解約するものです。
報告については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを終わります。

報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第12、報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について、事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について、報告いたします。

議案書につきましては、45ページになります。

番号1は、水戸地方法務局から令和5年1月24日付で農地の現況等について照会がありました。調査地は、議案書に記載されたとおりであります。

この件に関しましては、令和5年1月30日月曜日午後3時40分から、御覧の調査委員と事務局で調査いたしました。

場所は、主要地方道水戸岩間線、茨城トヨタ自動車株式会社友部店の信号から岩間方面へ約900メートル進んだところを左折し、約100メートル進んだ先にありました。現地の状況ですが、荒廃が進み、再生利用が不可能と見込まれた土地であったことから、水戸地方法務局へは1月31日付で非農地と報告いたしました。

報告については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告についてを終わります。

報告第3号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第13、報告第3号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について、番号の1、2について、議席番号7番、16番委員より調査報告を願います。

○16番（大橋正義君） 番号1、2について、隣接地のため、まとめて報告します。

2月24日、調査委員2名と、1については申請人が体調が悪いことから電話にて、2に

については申請人立会いの下、現地調査を行いました。申請人、申請場所は、議案書のとおりです。

場所は、稲田駅東に500メートルくらい入ったところの道路拡張中の付近でした。1、2、いずれにおいても計画書どおり埋立てされていて、事業が完了していました。問題ないと思います。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

以上で、報告第3号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告についてを終わります。

閉会の宣言

○議長（永田良夫君） 以上で提出議案の審議は全て終了いたしました。

これにて令和5年第2回笠間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後2時37分閉会

会議規則第15条の規定により署名する

議 長

5 番 委 員

7 番 委 員